

下呂市告示第 167 号

空き家等の立入調査の実施

空き家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第9条第2項の規定及び 下呂市空き家等の適性管理に関する条例(平成26年条例第7号)第5条第1項の規定による立入調査を実施するので、同条例施行規則(平成26年規則第26号)第5条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月11日

下呂市長 山内 登

1. 立入調査を実施する空き家等の所在地  
下呂市湯之島 576 番地 4
2. 立入調査の日時  
令和6年6月25日 午後2時～
3. 立入調査の趣旨及び内容  
空き家の状態の確認
4. 立入調査の担当課名  
建設部建設総務課
5. その他  
下呂警察署及び下呂市中消防署による合同調査